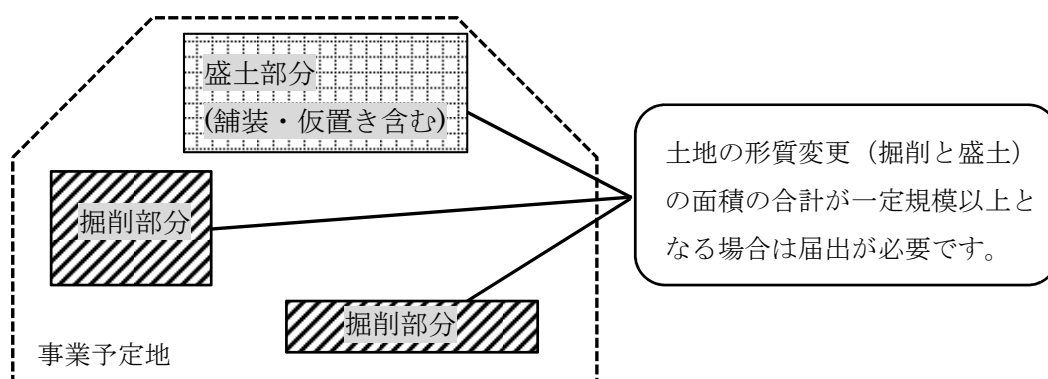


一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出について(法第4条)

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定規模(3,000㎡、ただし現に有害物質を使用している事業場の敷地等は900㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、工事に着手する日の30日前までに、富山市長への届出が義務付けられています。

1 届出が必要な行為

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、具体的には、掘削と盛土のことをいいます。土地の形質の変更の部分の面積が3,000㎡以上(ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地等については、土地の形質の変更の部分の面積が900㎡以上)であれば、下記の届出を要しない行為を除き、届出が義務付けられます。



【届出を要しない行為】

- ① 形質変更の深さが最大 50cm 未満であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ② 農業を営むために通常行う行為であって、区域外へ土壌の搬出を行わないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外へ土壌の搬出を行わないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑥ 変更の内容が盛土のみである場合

2 届出者

届出者は、土地の形質の変更をしようとする者になります。具体的には、その工事に関する計画の内容を決定する者になり、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

3 届出の際の添付図面及び書類

届出様式（様式第6）に添えて、次の図面や書類を添付してください。

- ① 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかにした平面図、立面図及び断面図（土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面で、掘削部分と盛土部分が区別して表示されているもの。また、掘削の深度が表示されているもの。）
- ② 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書
- ③ 当該土地の所有者を証する書類（登記事項証明書及び公図の写しなど）
- ④ 当該土地の利用履歴等に関する書類（任意）

土地の利用履歴や使用等された特定有害物質の有無について、把握できる情報を添付して下さい。様式は自由であり、地権者からの聞き取り情報や過去の地図、航空写真など土地の利用履歴がわかる情報をできるだけ多く収集してください。

※法第4条第2項に基づき、土地所有者等の全員の同意を得て土壤汚染状況調査を実施し、その結果を届出に併せて提出される場合は、報告書（様式第7）を併せてご提出ください。

- ⑤ 付近見取図など届出の参考となる資料を添付してください。

4 届出時期

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までにご提出ください。

なお、ここでいう着手する日とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

5 届出先及び届出部数

届出先 富山市役所環境部環境保全課（東館2階）の窓口を持参して下さい。

届出部数 1部（なお、別に控えを作成し、保管しておいてください。）

6 届出後の流れ

届出後、市長がその土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、その土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及び結果の報告を命令することになります。なお、土壤汚染状況調査を先行実施し届出に併せて提出された場合は、調査命令の判断を経ずに手続きを進めることができます。（ただし、当該調査には土地所有者全員の同意が必要です。）

一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出フロー(法第4条)

